

糸魚川市産前産後ヘルパー派遣事業

産前の体調不良等のため、または産後で家事や育児が困難な家庭に必要なに応じてヘルパーを派遣します！

◇対象となる方 下記①～③のいずれかに該当する方で、糸魚川市に住所のある方

- ①妊娠中の方で体調不良等のために家事等が困難な方や、出産後 1 年以内の方で同居の親族から家事又は育児の援助が受けられない方
- ②多胎による妊娠中及び産後 1 年以内の方
- ③その他市長が必要と認める方

◇サービス内容

- ①家事援助：清掃・洗濯・買い物・調理等
- ②乳児の世話：おむつ交換や授乳の補助等
- ③兄妹の世話：在宅における世話



◇利 用 料 金

時間帯	サービス費 (30 分あたり)	うち自己負担相当 (サービス費の 2 割負担)
日中 (8:00～18:00)	900 円	180 円
早朝 (6:00～8:00)	1,250 円	250 円
夜間 (18:00～22:00)		
交通費実費分	1 キロあたり 25 円	1 キロあたり 5 円

※1 回あたりの利用時間は 1 時間以上で、かつ、1 日につき 4 時間以内
(連続してサービスを利用する場合は 3 時間以内)

※買い物等にかかる交通費その他の実費相当額は利用者負担

利用料金は、サービス費と交通費を合算した額の 2 割です。(100 円未満切り捨て)

例



Q 委託事業所から 10 キロ離れた自宅で、日中に 1 時間家事援助サービスを利用した場合の
利用料金は？

A 1,800 円 (1 時間の利用料金) + 交通費 (20 キロ × 25 円 = 500 円) = 2,300 円の 2 割は 460 円
ですが、100 円未満を切捨てし 利用料金 (自己負担額) は 400 円 です
※買い物等にかかる交通費その他の実費相当額については別にご負担いただきます

◇利 用 期 間 母子手帳交付日から産後 1 年以内の間で、80 時間を限度とします

◇委 託 先 裏面派遣事業所

◇申し込み方法 事前に産前産後ヘルパー派遣申請書を提出してください

産前産後ヘルパー派遣事業申請から利用までの流れ

1 利用に関する相談

サービスや利用内容について、不明な点がある方、相談したい方は **こども課こども支援室** へご連絡ください。

2 利用申請書の提出

ヘルパー派遣を希望される方は、利用申請書を **こども課こども支援室、能生事務所、青海事務所** に提出してください。

申請書は **こども課こども支援室、能生事務所、青海事務所** にあります。

(ホームページからもダウンロードできます)

3 決定通知書

市は提出された申請書をもとに、派遣の可否、派遣事業所を決定し、『産前産後ヘルパー派遣決定通知書』を送付します。なお派遣事業所については、ご自宅に近い事業所を優先しますが、諸事情により調整できない場合がありますのでご了承ください。

4 サービスの日程等の調整

利用者はサービス利用希望日の3日前までにヘルパー事業所へ連絡をし、サービス内容の確認と日程や時間等サービスの詳細について調整します。



5 サービスの利用

決められた時間や内容の範囲でサービスを受けます。

6 利用料の納付

サービスを利用した翌月に、こども課こども支援室から納付書が届きます。指定金融機関で利用料の納付をお願いします。

<派遣事業所>

事業所名	住所	電話番号
あ・うんの心ホームヘルパーステーション	大野 73 番地	025-552-5297
糸魚川市社会福祉協議会介護センターにじ	押上 2 丁目 9 番 65 号	025-550-1025
介護サービスひろはた	横町 4 丁目 8 番 19 号	025-553-1044
ライフケアおれんじ	上刈 1 丁目 5 番 22 号	025-553-1122
訪問介護事業所みどり	一の宮 2 丁目 8 番 19 号	025-550-0055
訪問介護事業所おうみ	田海 5600	025-561-7317

<問合先> 教育委員会事務局 こども課 こども支援室 親子健康係
電話 025-552-1511 (代)